

8

生活・産業

8
生活・
産業

1 国際金融都市・東京の実現

(提案要求先 内閣府・金融庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・
経済産業省)
(都所管局 政策企画局)

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くための都の抜本的な
取組を支援すること。

<現状・課題>

東京都では、平成29年11月に「「国際金融都市・東京」構想～「東京版金融ビッグバン」の実現へ～」を策定し、現在は構想に掲げる施策の具体化をスピード感を持って推進しているところである。

東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くためには、都のみならず国や民間の関係事業者が三者一体となって取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税の軽減（国家戦略特区制度における優遇税制の活用等）などを行うこと。
- (2) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、平成30年度に新たに導入する東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる海外金融系企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (3) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 外国人の都内生活の利便性向上等の観点から、ペイロールカード口座への貸金支払を可能とする労働基準法上の特例を創設すること。
- (4) 資産運用業・フィンテック系の外国企業を誘致するため、特区により、
 - ① 誘致企業で働く高度金融人材に対する高度人材ポイントの特別加算を実現すること。
 - ② 都が実施するフィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」参加者への創業活動を行うための在留資格特例を実現すること。

2 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で平成39年度までは「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行うこととしている。

しかし、平成40年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

また、国は、平成30年度以降に開始される事業について、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行うこととしているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、用途が限定的であり、補助率も2分の1であることから、現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

3 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。

都は、平成27年3月に芸術文化振興の基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定した。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に向けて、多彩な文化拠点の魅力向上により芸術文化都市としての発信力を強化するとともに、アール・ブリュット等の普及推進や新たな現代美術の賞の創設など、多岐にわたる芸術文化活動を積極的に展開することにより、世界のどこにもない文化都市を目指している。

国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げている。

一方で、東京2020大会に向けて、都内のホール及び劇場の改修が相次ぐことで、日本の芸術文化の魅力発信する拠点が失われるという問題も抱えている。この問題を、首都圏を始め全国が一体となって解決すべく、国に対して平成28年3月に緊急要望を出すとともに、都は、平成29年3月にホール・劇場等問題への対応として「ホール・劇場等施設のあり方」を取りまとめたところである。

今後は、これらの政策を早急を実現するとともに、東京の特色である文化資源や人材の集中・集積を最大限に活用した実効性のある取組を進めていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020大会に向けて、都や大会組織委員会などが取り組む様々なプロジェクトに対し、積極的な支援を行うこと。
- (2) 上野「文化の杜」新構想など、地域の核となる文化拠点等において、優れた文化芸術が創造され、東京の魅力となって国内外に広く発信されるよう、それぞれの拠点の魅力強化策の推進に必要な支援を引き続き行うこと。
また、国公立、民間の文化施設間の連携推進についても積極的な支援を行うこと。
- (3) 舞台芸術を中心にあらゆる分野の芸術を集結させた都市型総合芸術祭など、東京全体としての演出を行う芸術分野の壁を越えたフェスティバルを構築す

- る取組に対し、積極的な支援を引き続き行うこと。
- (4) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
 - (5) アール・ブリュット等の拠点形成や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援など、文化の面でバリアフリーな都市を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
 - (6) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
 - (7) 都内ホール・劇場等に関する問題については、都と連携しながら引き続き必要な支援を行うこと。

参 考

- 平成28年3月30日、都内ホール・劇場等の問題に関する対策について、東京都から国へ緊急要望した事項
 - (1) 国、東京都及び首都圏の自治体により、ホール・劇場等に関する問題について、情報を共有し、課題解決を図る場を設置すること。
 - (2) 東京2020大会までの間、大学が所有するホール、講堂、体育施設等を、実演芸術の公演やコンサートの利用に供することを促進するため、文部科学省から各大学に対して協力を要請すること。
 - (3) 特に深刻な課題に直面しているバレエ及びオペラの公演充実のため、新国立劇場を民間の芸術文化団体が今まで以上に利用できるよう配慮すること。

4 MICE推進施策の抜本的な強化

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (2) MICE誘致におけるマーケティング戦略を強化すること。
- (3) MICE分野に携わる専門人材の育成を強化すること。

<現状・課題>

MICEの誘致を巡る国際的な競争が激化する中、シンガポールやソウルなどアジアの競合都市では、国家戦略として大規模的なMICE施設の整備を進めるとともに、誘致・開催に向けた支援や海外プロモーション活動の強化を図り、誘致競争力を高めている。

こうした状況を受け、都では、平成27年7月に「東京都MICE誘致戦略」を策定し、更なるMICE誘致に向けた取組を進めている。

今後、海外都市との誘致競争に勝ち抜き、東京でのMICE開催を増やしていくためには、国と自治体が連携して主催者にとって強いインセンティブとなる誘致・開催に係る経費助成などの支援制度をより一層強化することが必要である。

さらに、国や自治体はもとより、JNTO、コンベンションビューロー、企業、国内主催団体などMICE分野に携わる関係主体が連携するとともに、マーケティング戦略や専門人材の育成など、MICE推進施策を抜本的に拡充強化することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (2) MICE市場動向を調査・分析し、競合国の動向や我が国において必要なMICE施設ニーズ等を的確に把握するなど、MICE誘致に係るマーケティングを強化すること。
- (3) MICE分野において国際的に通用する専門人材の育成を更に強化するため、必要な措置を講じること。

5 統合型リゾート（IR）に必要な法整備等の確実な実施

（提案要求先 内閣官房）
（都所管局 港湾局・産業労働局）

統合型リゾート（IR）の導入に必要な法整備等の対応を確実に
行うこと。

<現状・課題>

都では、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出などを図るため、MICE施策の推進に取り組んでいる。

一方でシンガポールなどでは、MICE施設だけではなく、ホテルやエンターテインメント施設、ショッピングモール、カジノ施設等を含む統合型リゾート（IR）を国を挙げて整備するなど、官民一体となった施策を展開しており、このことがMICE誘致推進も含めた観光振興等に大きく寄与している。

このように、IRは国際観光拠点として有力な観光資源であり、経済波及効果や雇用創出効果等が期待できるが、一方で、ギャンブル依存症者の増加の懸念やマネーロンダリングの問題などへの影響を指摘する声もある。

IR実施法の制定等IRの整備を推進するために必要な措置を講ずるに当たっては、こうした点について、十分な検討が必要である。

<具体的要求内容>

- （1）法整備に当たっては、賭博行為を禁止する現行法体系との整合性が図られるよう対応すること。
- （2）マネーロンダリング対策、組織暴力対策、青少年への悪影響の防止、ギャンブル依存症者対策などを制度化し、カジノ導入に伴い国民が抱く懸念を払拭するよう努めること。
- （3）その上で、IRを導入する場合には、地域の実情に即したIRの整備・運営を可能にする仕組みとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえること。

参 考

【国政の動向】

自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公営カジノを考える会」 (H13. 12. 06 発足) ・ 「カジノと国際観光産業を考える会」としてH14. 6. 5再発足 ・ 「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」としてH14. 12. 12再々発足 ゲーミング (カジノ) 法・基本構想 (案) (H16. 6. 15公表) ・ 政務調査会観光特別委員会「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」H18. 2. 15発足 ・ 「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」(H18. 6. 16公表)
超党派	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国際観光産業振興議員連盟 (IR議連)」 (H22. 4. 14発足) 民主党、自民党、公明党、社民党、国民新党、みんなの党から参加 ・ 「IR議連」 (H25. 4. 24 再発足) 自民党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、 生活の党、みどりの風から参加 ※H30. 2. 14現在、自民党、民進党、立憲民主党、希望の党、 日本維新の会、公明党、日本のことを大切にする党、自由党、 無所属から参加
国会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」成立 (H28. 12. 15) ・ 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」公布、施行 (H28. 12. 26) ・ 「特定複合観光施設区域整備推進本部」設置 (H29. 3. 24) ・ 特定複合観光施設区域整備推進会議の開催 (全10回) (H29. 4. 6~H29. 7. 31) ・ パブリックコメントの実施 (H29. 8. 1~8. 31) ・ 公聴会の開催 (H29. 8. 17~8. 29) ・ 「特定複合観光施設区域整備法案」衆議院に提出 (H30. 4. 27) ・ 衆議院本会議において審議入り (H30. 5. 22)

6 外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和

(提案要求先 法務省・外務省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 観光目的で来訪する外国人旅行者に対し査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時に観光目的で来訪する外国人旅行者に対して、査証発給要件の緩和措置を行うこと。

<現状・課題>

外国人旅行者に対する査証については、これまで段階的に発給要件が緩和されてきたが、多くの国・地域において依然として査証の取得が必要である。

いよいよ開催まであと2年に迫った東京 2020 大会の開催時には、様々な国・地域から旅行者が訪れることが予想される。東京 2020 大会を契機として多くの外国人旅行者を受け入れるとともに、その後の観光振興につなげていくためにも、東京に世界からの注目が集まるこの機会を生かした取組を展開することが重要である。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めたところである。都においても、2020年に2,500万人の訪都外国人旅行者数を目指しており、PRIME 観光都市・東京（東京都観光産業振興実行プラン2018）においては、新たに市場別の目標を定めたところであり、東京 2020 大会開催の契機も捉えながら、着実に査証発給要件の緩和措置を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、観光目的で来訪する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を行うこと。
- (2) 東京 2020 大会の開催を契機として多くの外国人旅行者を受け入れ、その効果を全国へ波及させるため、大会開催時に来訪する外国人旅行者に対する短期滞在査証の免除措置や申請手続の簡素化など、大会の開催に合わせた査証発給要件の緩和措置を行うこと。

7 外国人旅行者の受入環境整備の拡充

(提案要求先 金融庁・総務省・経済産業省・国土交通省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者が利用しやすい無料の公衆無線LAN等の整備を推進すること。
- (2) 外国人旅行者がキャッシュレス旅行を行うための環境の整備を推進すること。
- (3) 免税販売手続に関して、外国人旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 外国人旅行者の利便性を高める公共交通機関等の共通パス等の発行・普及に向けた取組を推進すること。
- (5) 外国人旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境の整備を推進すること。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けては、今後、東京に対する世界からの注目が更に高まることが予想される。外国人旅行者の関心やニーズの高まりを実際の訪都旅行へつなげるとともに、滞在時の満足度を高め、再来訪や更なる誘致を推進する上で、外国人旅行者に対する受入環境の整備が一層重要となっている。

国は、2020年までに訪日外国人旅行者数4,000万人との目標を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、「観光立国推進基本計画」に政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めたところであるが、外国人旅行者の利便性及び満足度の向上に向け、受入環境整備の促進、支援を積極的に図っていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人旅行者が多く集まる観光地等において、外国人の誰もが利用しやすい無料の公衆無線LANや多言語で観光情報を提供するツールとしてのデジタルサイネージの整備が図られるよう、国自らがその導入を進めるとともに、各地域に対しての支援を行うこと。
- (2) 外国人旅行者数のより一層の拡大を図るため、クレジットカード等の利用の拡大とその利便性を向上させる環境整備を推進すること。
 - ① 支払手段としてのクレジットカード等の利用が一層進むよう、外国人旅

行者の利用が見込まれる中小規模の飲食店、ホテル・旅館、鉄道、タクシーなどを中心に、利用可能施設の拡大を強く業界団体等へ働きかけること。

- ② 外国人旅行者の消費行動における利便性を向上させるため、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードでキャッシングや現金引き出しが可能な自動現金引出機の設置促進を強く業界団体等へ働きかけるとともに、自動現金引出機の場所や利用方法などの情報について外国人旅行者への周知を図ること。
- (3) 外国人旅行者への免税販売に関して、事業者等への普及啓発などを通じて免税店舗の拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
- (4) 汎用性・機能性が高い公共交通機関等の共通パスの発行・普及に向け、外国人旅行者の移動の利便性を高める「割引共通フリーパス」について、民間事業者の取組・連携を促進するとともに、外国人旅行者へのPR等による普及促進を行うこと。
- (5) 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者の利便性を向上させるため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援を行うこと。

8 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において「ベンチャーの自発的・連続的な創出の加速」を掲げているが、今後は、具体的な措置を講じていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ベンチャー企業の多くは、開業初期の投資が大きな負担となるため、積極的な事業展開が困難な状況があることから、ベンチャー企業の実態を踏まえた経営基盤の強化につながる税制措置を講じること。
- (2) ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制の対象となる特定中小会社の要件緩和や投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する税制措置を講じること。

9 中小企業者の円滑な資金調達の推進

(提案要求先 内閣府・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

中小企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 創業者向け保証制度について、個人事業者が法人成りする場合でも利用可能となるよう、要件緩和を図ること。
- (2) セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

<現状・課題>

景気は緩やかな回復基調にあるとは言え、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

本年4月より、中小企業の経営改善・生産性向上に一層繋げていくため、新たな信用補完制度の運用が開始されているが、中小企業・小規模事業者の資金繰りに影響を及ぼすことのないよう留意する必要がある。

とりわけ、経営状況が比較的不安定な創業期において、創業間もない個人事業者が、創業後に会社を設立（いわゆる法人成り）した場合には、創業者向けの保証制度が利用できなくなる状況にあり、創業支援の更なる充実が求められる。

また、セーフティネット保証制度（5号）については、平成26年3月に平時の運用への移行が図られたが、信用補完制度の見直しにおいて別枠の保証が維持されたことから、本制度は業況が悪化している中小企業者が経営の安定を図る上で有効な支援であり、引き続き適切な活用が必要である。

<具体的要求内容>

中小企業者の資金調達に支障が生じないよう、金融円滑化のための万全な措置を講じること。

- (1) 個人事業者が法人成りした場合であっても、事業実績が個人事業者としての創業から通算して5年未満であれば、創業者向け保証制度が利用可能となるよう要件緩和を図ること。
- (2) 中小企業者を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度（5号）について、対象業種を的確に指定するなど適切な運用を行うこと。

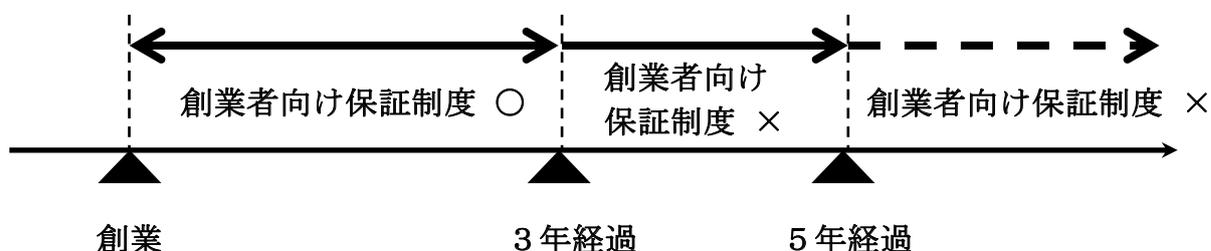
(参考) 創業後の信用保証制度の利用 (例) について



創業

- ・事業を営んでいない
個人が事業開始
- ・事業を営んでいない個人が
会社設立

5年経過



創業

- ・事業を営んでいない
個人が事業開始

3年経過

- ・法人成り

5年経過

10 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業の存続に深刻な影響を及ぼしているため、都は「都市農業特区」を提案するなど、制度改善の要求を行ってきたところである。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の国会への上程など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限のもと、農業経営に必要な農機具倉庫、農産物販売施設、畜舎などの農業用施設用地や屋敷林等にも対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 相続税の物納により国有化される市街化区域内農地については、自治体に低額で貸付し市民農園等として活用させるなど、農的利用の継続を図り、引き続き多面的機能が発揮できる新たな制度を創設すること。
- ④ 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定された際には、生産緑地の貸借制度を農地所有者が活用しやすくするため、生産緑地の貸付期間中に所有者が死亡した場合において、相続人が区市町に対して農地の買取申出を行えるよう制度を改正すること。

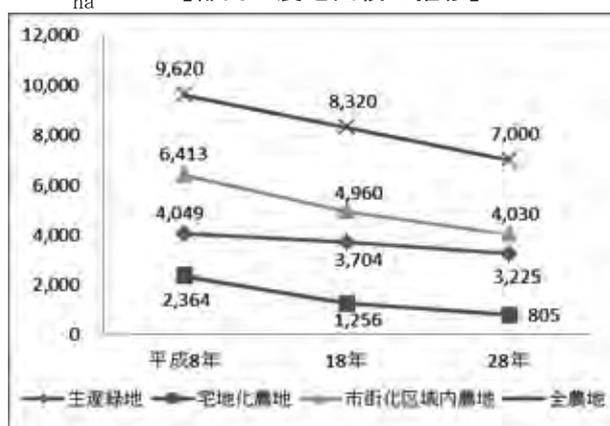
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち3/4以上が生産緑地
- 10年間で約900haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付け面積統計、東京の土地 2016

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない
- ・ 生産緑地を貸付けた場合、相続人が買取申出に必要となる「主たる従事者証明」を取得できるか不明

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設
 - ・ 貸付期間中に所有者が死亡した場合に相続人が買取申出を行えるような制度の改善

1 1 ウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）の 緊急防除

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) P P Vの根絶に向け、必要な人員、予算を確保すること。
- (2) P P V防除の強化対策を確実に実施すること。

<現状・課題>

平成21年4月、特定重要病害虫として国内への侵入が警戒されていたウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス。以下「P P V」という。）が、東京都青梅市内のウメにおいて初確認された。

その後、八王子市、あきる野市、福生市、羽村市、日の出町、奥多摩町、足立区、昭島市、小平市及び東久留米市においてもP P V感染樹が確認されたため、農林水産省は緊急防除を実施してきたが、その完了が見込めないことから、平成26年12月、緊急防除に関する省令等を改正し、防除期間を平成33年3月まで延長した。

加えて平成27年4月からは、青梅市において、P P V根絶の早期化を図るための強化対策を実施するとともに、平成28年3月には、根絶確認の精度を高める観点から農林水産省消費・安全局長通知の改正により、調査手法が見直された。

しかし、都管内においては、国の人員が不十分であることに加え、予算が計画的に確保されないため、根絶確認調査や感染植物の伐採が滞るなど、緊急防除の終息の目途が立っていない。

また、青梅市においては強化対策を実施しているが、新たな感染樹が確認されるなど、いまだに根絶には至っていない。

については以下のことを要求する。

<具体的要求内容>

- (1) P P Vの根絶に向けて緊急防除を完了させるため、必要な人員、予算を確保すること。
- (2) P P V根絶の早期化を図るため、強化対策を確実に実施すること。

1 2 ライフ・ワーク・バランスの推進

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、企業自らが実施する「働き方改革」の取組に対してインセンティブを付与するなど、施策の推進を図ること。「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。
- (2) 長時間労働の抑制と健康障害防止の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働に繋がる商慣行の是正に取り組むこと。

<現状・課題>

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、週60時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、2020年に達成すべき数値目標を設定している。

また、都においては、「ライフ・ワーク・バランス」の実現のため、2020年に向け、働き方改革の推進などの目標を設定し、働き方や休み方の改善などに取り組む企業への支援などを進めている。

平成30年4月、時間外労働の上限規制や有給休暇の時期指定付与といった労働基準法の改正などの働き方改革関連法案が国会に提出され、同年5月末日現在審議中である。

とりわけ長時間労働の抑制など労働時間の管理については、法の趣旨を踏まえ適切に運用されることが重要であるため、施行にあたっては、改正の趣旨や内容の周知徹底とともに、中小企業への適正な運用に向けた支援が必要である。

さらに、法令違反等に対する指導・監督の強化や、過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス対策など労働者の安全と健康の確保に努めていく必要がある。

一方、働き方改革への関心が高まり、中小企業においても長時間労働を前提とした企業風土や職場環境を見直す動きはあるものの、取引先による休日労働や深夜労働につながる発注など、長時間労働につながる商慣行の是正が必要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き

方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援に向けた取組を促す施策を推進すること。

加えて、企業がそれぞれの状況に応じた働き方の見直しに踏み出すことができるよう、取組に対するインセンティブを付与すること。また、働き方の見直しに取り組む企業に対し、業務の効率化など生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること。

- (2) 長時間労働の削減に向けて、以下の取組の一層の推進を図ること。
 - ① 労働関係法令違反が疑われる企業等に対し、重点的な指導・監督を引き続き実施するとともに、法違反が認められる場合には、当該企業が法令を遵守するよう、積極的な是正指導を行うこと。
 - ② 時間外労働時間の上限規制等の働き方改革関連法の改正にあたっては、改正の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、適切な準備や運用がされるよう、中小企業に対する支援を行うこと。
 - ③ 過重労働による健康障害の防止に向けた取組やストレスチェック制度の周知啓発や職場環境改善への活用など、労働者の安全と健康の確保に向けた適切な取組が促されるよう必要な支援を講ずること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、休日労働や深夜労働につながる発注の抑制など、長時間労働に繋がる商慣行の是正に向けた取組を行うこと。

参 考

(1) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(2010年)数値目標
(抜粋)

数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.8%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用の割合	8.2%	5%
年次有給休暇取得率	47.6%	70%
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	60.7%	100%
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	14.8%	29%
第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
自己啓発を行っている労働者の割合	43.3%(正社員) 16.4%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
男性の育児休業取得率	2.30%	13%

(2) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要

※労働時間関係抜粋

○労働基準法関係

- ・時間外労働の上限規制
- ・月 60 時間超の割増率にかかる中小企業への猶予措置廃止
- ・有給休暇の時期指定付与
- ・フレックスタイム制の見直し
- ・高度プロフェッショナル制度の新設

○労働時間等設定改善法

- ・勤務間インターバル制度の普及促進等

○労働安全衛生法

- ・高度プロフェッショナル制度により働く者等に対する面接指導の実施
- ・産業医・産業保健機能の強化

(3) 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置

- 1 時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導を確実に実施する。(義務)
- 2 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、面接指導等を実施するよう努めるものとする。(努力義務)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成28年4月1日付基発0401第72号)の別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」

2 テレワークの推進

(提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省)
(都所管局 産業労働局)

東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、テレワークの導入が促進されるよう、普及啓発や企業への支援策などを拡充すること。また、テレワークが適切に実施されるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。

<現状・課題>

テレワークは情報通信技術を活用し時間と場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、働き方改革の起爆剤として期待がされている。

また、在宅や身近な場所での勤務などを可能とすることから、育児や介護といった家庭と仕事の両立や、時差通勤といった通勤混雑の緩和にも資するものである。

このため、国においては、テレワークを東京 2020 大会のレガシーとするよう、東京 2020 オリンピックの開催日である 7 月 24 日を中心に 2 日以上の間でテレワークを実施する「テレワーク・デイズ」を実施し、気運醸成を図ることとしている。

なお、都においても、テレワークの普及促進を図るため、従業員規模 30 人以上の都内企業のテレワーク導入率を、2017 年度の 6.8%から 2020 年度には 35%とする目標を設定し、達成に向けた取組を強化していくこととしている。

東京 2020 大会の開催を 2 年後に控え、テレワークの導入が進むよう、さらなる気運醸成とともに企業の具体的な取組の促進が必要である。

一方、雇用型テレワークにおいては、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能な一方、労働時間の管理が難しい、仕事と仕事以外の切り分けが難しい、長時間労働になりやすい等の課題がある。このため、適切な労務管理がなされるよう、平成 30 年 2 月「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」が策定された。

また、自営型テレワークについても、契約に係る紛争の未然防止と、自営型テレワークを良好な就業形態とするため、平成 30 年 2 月、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」が「自営型テレワークの適切な実施のためのガイドライン」として改定されたところである。

<具体的要求内容>

- (1) 東京 2020 大会に向けて、テレワークの活用が進むよう、テレワーク・デイズの取組などテレワークの気運醸成を強化すること。
- (2) 中小企業をはじめ企業のテレワーク導入が促進されるよう、企業への支援策を拡充すること。また、企業のテレワークの導入にあたり適切に労務管理がなされるよう、ガイドライン等の普及啓発を図ること。

- (3) 自営型テレワークについて、契約に係る紛争を未然に防止し適切な実施がされるよう、ガイドラインの普及啓発等を図ること。

1 3 非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する非正規労働者が円滑に正規雇用に転換できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 非正規労働者の待遇改善に向け必要な措置を講ずるとともに、改正労働者派遣法等の関係法令が遵守されるよう、周知徹底を図ること。
- (3) 同一労働同一賃金の実現に向けた法改正の施行にあたっては、周知の徹底と適切な運用を図ること。

<現状・課題>

非正規労働者をめぐっては、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題が指摘されている。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成 28 年 1 月）により非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を強力に推進しており、これまでも助成金の拡充等を図っている。

また、都においても、キャリアアップ助成金に対する上乗せ助成金により正規雇用転換の促進に努めてきたところであり、今後は、転換後の計画的な育成の支援など安定化や定着に取り組んでいく予定である。

しかし、非正規雇用労働者は依然として多く、人手不足による人材の確保等から企業の正規雇用転換の取組は進んでいるものの、引き続き正規転換の促進や転換後の定着などに努めていく必要がある。

一方、これまで、非正規労働者に関するセーフティネットの構築として、社会保険（健康保険、厚生年金等）の適用基準の緩和、改正育児・介護休業法に伴う有期雇用労働者への適用の強化、改正労働契約法におけるいわゆる無期転換ルールの施行など、基準の緩和や法改正等が行われてきているが、これらの適切な適用や運用が重要である。

特に、派遣労働者については、改正労働者派遣法の施行から平成 30 年 9 月 30 日で 3 年を経過するため、派遣先事業所単位と派遣労働者個人単位の期間制限が本格的に適用されることとなる。そのため、改正法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

また、平成 28 年 12 月には、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものか、不合理なものでないのかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン案」が策定されている。

さらに、平成29年9月には厚生労働大臣から労働政策審議会に対し、こうした不合理な待遇差を解消するための規定の整備などのパートタイム労働法や労働契約法、労働者派遣法の改正も含めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」が諮問され、概ね妥当との答申がなされた。

なお、働き方改革関連法案は、平成30年4月、国会に法案が提出され、同年5月末日現在審議中である。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。
- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた必要な措置を講ずること。

具体的には、社会保険や改正育児・介護休業法、いわゆる無期転換ルール（労働契約法第18条）等の適切な適用や周知啓発をはじめ、改正労働者派遣法については平成30年9月30日に法施行後の派遣上限が適用となる3年目を迎えることから、法や制度の普及啓発及び法令遵守に向けた一層の取組を行うこと。

- (3) 働き方改革関連の法改正がなされた場合、その施行にあたっては、中小企業等への周知を徹底するとともに、特に、非正規雇用労働者の不合理な待遇差の是正については、各事業主が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの内容について、より具体的な説明を行うなど十分に配慮すること。

また、派遣労働者については「同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金」等を実態に応じて定めるなど適切に対応すること。

参 考

(国の動向)

(1) 「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月)

- ・計画期間 平成28年度～平成32年度
- ・具体的な取組事項((1) ①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等)
キャリアアップ助成金の活用促進(平成28年度～平成30年度継続的に実施)

(2) 非正規雇用労働者の処遇改善につながる法改正・適用基準緩和等の動き

○社会保険の適用拡大

- ・厚生年金・健康保険の加入対象の拡大(平成29年10月1日から)
週30時間以上働く人に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く人なども加入対象(平成29年4月1日からは、労使で合意がなされた場合、従業員500人以下の会社でも社会保険の加入対象が拡大)

○改正育児・介護休業法(施行：平成29年1月1日)

- ・有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和
子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること、子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く
→子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

○無期転換ルールの適用(労働契約法第18条 施行：平成25年4月1日)

- ・無期労働契約への転換(平成30年4月1日から本格適用)
有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換

○改正労働者派遣法(施行：平成27年9月30日)抜粋

- ・より分かりやすい派遣期間規制への見直し
派遣先事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受入れは原則3年を上限とする
派遣労働者個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位における同一の派遣労働者の受入れは3年を上限とする

(3) 同一労働同一賃金ガイドライン案(平成28年12月20日)抜粋

- ・本ガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。

(4) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要

○パートタイム労働法関係

- ・「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

に名称変更。

- ・基本給・賞与その他の待遇について不合理な待遇の禁止 など

○労働者派遣法関係

- ・派遣先から派遣元への派遣労働者の待遇に関する情報の提供義務。
- ・基本・賞与その他の待遇について不合理な待遇の禁止。（派遣元での労使協定締結による適用除外あり） など

1 4 障害者の就業支援策の一層の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法の「指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の充実を図ること。
- (3) 平成30年の精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加、民間企業の法定雇用率2.2%への引き上げに伴い、企業に対する周知徹底や事業主に対する支援策を講ずること。

<現状・課題>

東京都における平成29年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、1.88%と過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.0%を下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。また、障害者の雇用においては、雇用されても離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法における差別禁止と合理的配慮義務にかかる「指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、平成30年4月1日からは、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられるとともに、雇用義務の対象となる中小企業の範囲が広がったことから、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。あわせて、差別禁止や合理的配慮の規定の施行に伴う指針の周知徹底などを

行うこと。

- (2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業は、特に知的障害者や精神障害者の一般就労を促進するに当たり効果的であることから、充実を図りつつ継続して実施すること。
- (3) 平成30年4月からは、改正障害者雇用促進法により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎に追加され、民間企業の法定雇用率が2.2%へ引き上げられたことから、精神障害者の雇用に関する中小企業を含めた企業への理解促進や事業主に対する支援策を講ずること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

平成29年6月1日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成25年度 (対前年比)	116,167.0 (2.9%)	24,148.5 (10.2%)	8,929.5 (33.6%)
平成26年度 (対前年比)	119,984.0 (3.3%)	26,803.0 (11.0%)	11,097.5 (24.3%)
平成27年度 (対前年比)	123,058.5 (2.6%)	29,361.0 (9.5%)	13,558.5 (22.2%)
平成28年度 (対前年比)	125,448.0 (1.9%)	31,712.0 (8.0%)	16,410.0 (21.0%)
平成29年度 (対前年比)	127,568.5 (1.7%)	33,996.5 (7.2%)	19,400.0 (18.2%)

※雇用者数（人）はカウント数

1 5 水道事業の国際展開の支援に向けた取組の強化

(提案要求先 内閣官房・総務省・外務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 水道局・政策企画局)

水道事業の国際展開が着実に実施できるよう、体制及び制度の整備等の必要な措置を図ること。

<現状・課題>

東京都水道局は、どのような水質にも対応できる浄水処理技術を持ち、漏水率3%、料金徴収率99.9%など、世界一の水道システムを築き上げてきている。

世界的な水問題への対応など、我が国の技術に対する期待が高まる中、これまで培ってきた技術を生かし、日本企業の海外展開を後押しするとともに、途上国の水道事情の改善に貢献するため、国際展開に取り組んできた。

国際展開を着実に推進するためには、各国のニーズや事業に係るリスクを十二分に把握しつつ、海外での事業展開に当たっての戦略と戦術を練り上げて推進することが重要である。

また、水道事業には、浄水場や水道管路など大規模な施設が必要であり、その整備や改善に長い時間と多くの資金が必要となる。特に途上国では水道事業体の財政基盤が脆弱なため、事業化に当たり資金の補助が必要である。

これまで、国においても取組が進められてきたが、今後も国際展開を着実に実施していくには、引き続き、効果的な体制及び制度の整備等に取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 政策金融支援の改善、公的保証制度の拡充を図ること。

特に、地方自治体の国際展開支援に資するよう、円借款の運用条件緩和など、タイド条件が適用できるODAを戦略的に展開し、日本企業への受注につながるような事業推進を図るとともに、プロジェクト組成に係る経費への支援を行うこと。

(2) より効果的な海外情報の収集・提供や、トラブル、災害・テロ発生時における調整・対処など、引き続き、地方自治体の海外での事業展開の積極的な支援を行うこと。

参 考

【DAC諸国の政府開発援助実績（2016年）】

(単位:百万ドル)

支出総額ベース					支出純額ベース			
順位	国名	実績	構成比 (%)	対前年比 (%)	順位	国名	実績	対前年比 (%)
1	米国	35,121	22.3	10.7	1	米国	34,412	11.1
2	ドイツ	26,819	17.0	35.8	2	ドイツ	24,736	37.9
3	英国	18,204	11.5	-2.5	3	英国	18,053	-2.7
4	日本	16,808	10.7	11.8	4	日本	10,417	13.2
5	フランス	11,742	7.4	7.3	5	フランス	9,622	6.4
6	イタリア	5,159	3.3	27.2	6	イタリア	5,087	27.1
7	オランダ	5,145	3.3	-11.6	7	オランダ	4,966	-13.3
8	スウェーデン	5,014	3.2	-30.1	8	スウェーデン	4,894	-31.0
9	スペイン	4,672	3.0	159.7	9	ノルウェー	4,380	2.4
10	ノルウェー	4,403	2.8	2.3	10	スペイン	4,278	206.3
11	カナダ	3,974	2.5	-8.0	11	カナダ	3,930	-8.1
12	スイス	3,664	2.3	1.1	12	スイス	3,582	1.5
13	オーストラリア	3,281	2.1	-6.2	13	オーストラリア	3,278	-6.2
14	デンマーク	2,521	1.6	-5.4	14	デンマーク	2,369	-7.7
15	ベルギー	2,348	1.5	18.8	15	ベルギー	2,300	20.8
16	韓国	2,320	1.5	16.3	16	韓国	2,246	17.3
17	オーストリア	1,642	1.0	23.4	17	オーストリア	1,635	23.6
18	フィンランド	1,060	0.7	-19.0	18	フィンランド	1,060	-17.7
19	アイルランド	803	0.5	11.7	19	アイルランド	803	11.7
20	ポーランド	689	0.4	47.9	20	ポーランド	663	50.4
21	ニュージーランド	438	0.3	-0.8	21	ニュージーランド	438	-0.8
22	ポルトガル	392	0.2	10.9	22	ルクセンブルク	391	7.8
23	ルクセンブルク	392	0.2	8.0	23	ギリシャ	369	54.4
24	ギリシャ	369	0.2	54.4	24	ポルトガル	343	11.4
25	チェコ	260	0.2	30.8	25	チェコ	260	30.8
26	ハンガリー	199	0.1	28.0	26	ハンガリー	199	28.0
27	スロバキア	106	0.1	24.8	27	スロバキア	106	24.8
28	スロベニア	81	0.1	28.5	28	スロベニア	81	28.5
29	アイスランド	59	0.0	47.3	29	アイスランド	59	47.3
	DAC諸国計	157,682	100.0	10.2		DAC諸国計	144,956	10.2

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・卒業国向け援助を除く。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出であるため、暫定値を使用。

【DAC諸国の二国間政府開発援助のタイピング・ステータス】

(約束額ベース、単位:%)

国名	アンタイト ^{*1}		部分アンタイト		タイト ^{*2}	
	2016年	2015年	2016年	2015年	2016年	2015年
オーストラリア	100.0	100.0	-	-	-	-
ギリシャ	100.0	34.5	-	-	-	65.5
アイスランド	100.0	100.0	-	-	-	-
アイルランド	100.0	100.0	-	-	-	-
ノルウェー	100.0	100.0	-	-	-	-
英国	100.0	100.0	-	-	-	-
カナダ	100.0	100.0	-	-	0.0	-
オランダ	99.7	92.8	0.1	0.3	0.2	6.8
スウェーデン	99.7	93.3	0.3	1.0	0.0	5.7
イタリア	99.2	98.8	0.0	0.2	0.8	1.0
デンマーク	99.1	100.0	-	-	0.9	-
ルクセンブルク	98.2	98.0	-	-	1.8	2.0
ドイツ	98.0	97.9	-	-	2.0	2.1
ニュージーランド	n.a.	97.2	n.a.	-	n.a.	2.8
スイス	97.1	97.5	-	-	2.9	2.5
フランス	96.6	97.4	-	-	3.4	2.6
スロベニア	95.2	32.2	-	-	4.8	67.8
ベルギー	94.9	95.0	-	-	5.1	5.0
スペイン	93.3	79.4	0.1	-	6.6	20.6
日本	86.2	82.3	-	-	13.8	17.7
スロバキア	77.0	69.9	9.2	2.3	13.8	27.8
オーストリア	72.5	47.6	-	-	27.5	52.4
米国	65.9	56.4	-	-	34.1	43.6
韓国	62.3	58.0	0.0	0.3	37.7	41.7
チェコ	55.2	59.3	-	-	44.8	40.7
ポルトガル	44.6	34.1	-	-	55.4	65.9
ポーランド	35.6	32.7	-	-	64.4	67.3
フィンランド	5.2	92.8	-	-	94.8	7.2
ハンガリー	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
DAC諸国平均	84.6	80.6	0.0	0.0	15.3	19.4

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

(注)

- ・国名はアンタイトの比率の高い順。
- ・四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。
- ・ハンガリーは2016年に加盟。
- ・ニュージーランドは2016年実績の確定値データをDACに未提出。

- *1 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定しない資金協力。
- *2 実施するプロジェクトに必要な材及びサービスの調達先を特定の国に限定する資金協力。

※2017年版 開発協力白書より

1 6 情報通信網の維持管理に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.98%に達する基本インフラであるが、都内島しょ部（5村6島）においては、人口規模が小さく、採算面等から民間事業者による整備が進んでこなかった。

このような状況を改善するため、都では本土と各島との通信確保のための海底光ファイバーケーブルを、各村では島内ネットワークであるFTTH網をそれぞれ整備することとし、都内島しょ部におけるブロードバンド環境の改善を進めているところである。

現在までに、都では、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島の通信基盤の整備を完了しており、これにより、4島では、超高速ブロードバンドの利用が開始され、多方面における利活用が進んでいる。また、平成30年度末には利島においても利用開始を予定しており、残る青ヶ島においても同年に国の財政支援が得られることとなったことから、平成31年度内の利用開始に向け、通信基盤整備を進めているところである。

海底光ファイバーケーブル等の通信基盤施設の設置に対しては国の財政支援がなされ整備が進んだところであるが、当該施設は島しょ地域の継続的な発展に大きく寄与していくものであることから整備後も確実に維持管理していくことが不可欠である。

国は、制度整備や通信環境整備の維持管理に対する支援などを行い、条件不利地域においても、将来にわたり安定した通信環境を維持できるように適切に対応する必要がある。

<具体的要求内容>

超高速ブロードバンド環境整備後の後年度負担が大きく、運営自治体の財政を圧迫する要因となることから、ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス制度の適用対象とすることなど、後年度負担の軽減に向けた十分な支援策について早期に実現を図ること。

1 7 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (1) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都の伊豆諸島、小笠原諸島は、日本の広大な排他的経済水域を支えており、漁業はこうした島しょ地域の基幹産業である。しかしながら、平成26年9月から平成27年1月にかけて、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業を行うという由々しき状態が続いた。こうした行為は、明確な領海侵犯である。

平成27年3月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で実施した調査によると、中国漁船の漁網が海底に残存していることや、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響が確認された。

また、多数の大型漁船による違法操業により、漁場への長期的な影響が懸念されることから、都では、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を実施している。

その後は、海上保安庁や水産庁による取締りの効果もあり、中国漁船の違法操業は確認されていないものの、二度とこのような事態を起こさないよう、以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するために必要なあらゆる対策を、引き続き実施すること。
特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な措置を講じること。
- (2) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き講じること。

1 8 職場における女性の活躍を推進する雇用就業

施策の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、「女性の活躍推進のための積極的取組の推進」や「女性のライフステージに対応した活躍支援」を着実に実施すること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

こうした中、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が、平成27年9月4日に公布され、平成28年4月から常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。具体的には、中小企業における女性の職域拡大に向けて、女性用のトイレや更衣室の設置など、職場内で女性が能力発揮し活躍できる環境整備に対して支援を行うこと。また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。
- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク事業の充実強化など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策を一層充実すること。

19 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

(提案要求先 内閣官房・農林水産省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ2020」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催は、東京そして日本に世界の注目が集まるとともに、様々なビジネスチャンスが生み出されるなど、全国の産業が飛躍を遂げる絶好の機会である。

東京都は、都内はもとより全国の中小企業等にこうしたビジネスチャンスを波及させていくため、東京商工会議所及び東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施している。

その取組の一貫として、都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」を平成28年4月より運営しており、このサイトを全国の事業者が活用することにより、受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につなげていくことができる。

本サイトを含む中小企業世界発信プロジェクトについては、組織委員会の「東京2020アクション&レガシープラン2017」や、国の「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京2020大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられている。

また、組織委員会をはじめとする東京都の外郭団体も順次、電子入札システムとして活用を開始しており、都としても今後一層の活用促進を図るとともに、東京2020大会とその先を見据え、民間企業同士の受発注取引の活性化も進めていく。

日本全体の経済の活性化を図るためには、このサイトへの登録・案件掲載を促していくことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「中小企業世界発信プロジェクト」を都と連携して推進していくこと。
- (2) 特に、その取組の一環である「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参 考

<中小企業世界発信プロジェクトの概要>

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援など、中小企業の更なる飛躍に向け、以下の取組を展開する。

① ビジネスチャンス・ナビ 2020

東京 2020 大会等を契機とする官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者の P R 情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

② 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

<組織委員会や国における位置づけ>

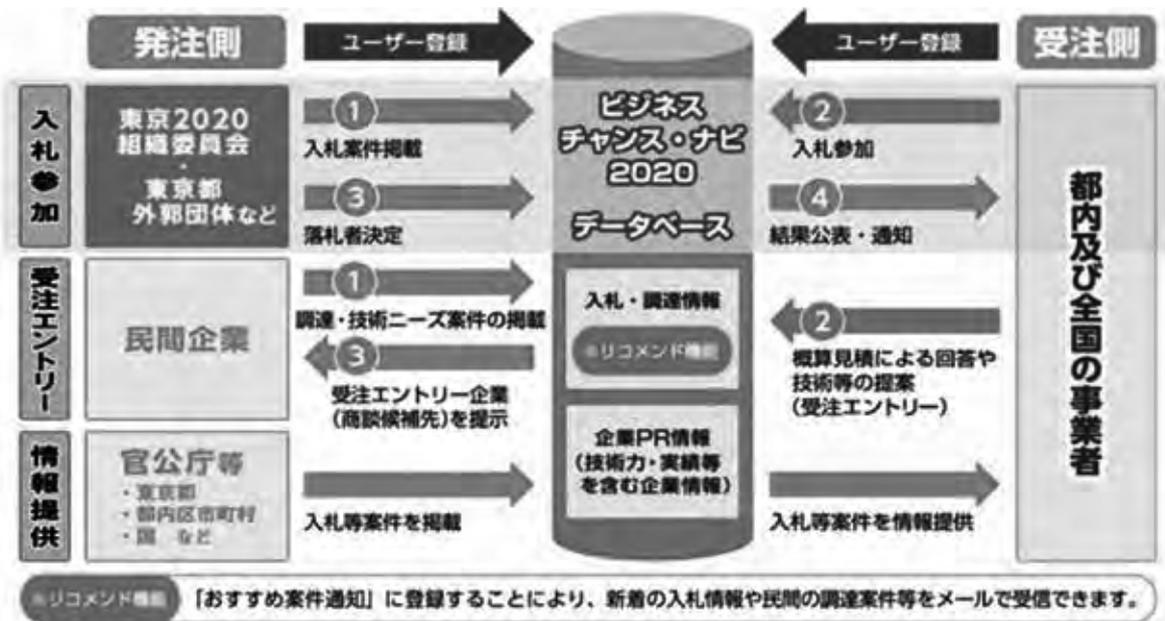
○東京 2020 アクション&レガシープラン 2017 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（平成 30 年 5 月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年 4 月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

【ビジネスチャンス・ナビ2020の概要】



20 国内の水道事業者への支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 水道局)

課題を抱える国内中小水道事業者等への支援を行うに当たって、
新たな財政措置の創設を図ること。

<現状・課題>

全国に約1,400ある上水道事業者のうち、給水人口10万人未満の小規模自治体が8割以上を占めており、こうした自治体では職員が平均10人程度であることに加え、技術職員の占める割合も大規模な自治体に比べると低く、施設管理等に係る負担も大きくなっている。

水道事業が抱えるこのような課題に対し、厚生労働省では、水道の基盤の強化に向け、適切な資産管理の推進や、広域連携、官民連携の推進等を掲げた水道法の改正を検討してきており、平成30年3月に改正案を国会に上程した。

こうした動きを踏まえ、公益社団法人日本水道協会関東地方支部においては、平成29年8月から首都圏水道事業者への支援事業を進めてきている。しかしながら、この取組を今後本格的に展開していく上で必要となる、事業者相互の支援を後押しする国による枠組み等が現在ない状況である。

<具体的要求内容>

大規模な水道事業者が中小水道事業者等に対して、原水水質の悪化や施設の老朽化対策、経営基盤強化等の支援を実施するに当たり、国は、事業者相互の支援を促進する新たな財政措置の創設に取り組むこと。

2 1 企業による保育施設設置への支援

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 産業労働局)

「企業主導型保育事業」を活用した保育施設の設置を促進するため、整備量について企業の需要に応じた適切な対応を図るとともに、大都市の実情を踏まえた助成内容の支援を行うこと。

<現状・課題>

保育所の待機児童解消を図り、仕事と子育てとの両立を後押しするためには、多様な保育サービスの提供が不可欠であり、その有効策の一つとして「企業主導型保育事業」による保育施設設置への関心が高まっている。

一方、国は、現在2万人の受け皿を整備しているが、企業の需要が2万人の枠で充足されるかについては、予断を許さない状況である。

また、東京は地価や賃借料が地方と比べ高額であり、施設を設置する上で大きな課題となっている。

現行の「企業主導型保育事業」の助成制度では、整備費は地域区分に応じた助成額が設定されているものの、賃借料については定員区分に応じて全国一律の加算額が設定されており、大都市の実情に応じた額になっていない。

<具体的要求内容>

整備量については、31年度以降についても引き続き企業の需要に応じた適切な対応を図ること。

また、厚生労働省による「保育対策総合支援事業費補助金」では、保育所等の安定的な運営に資するため、平成29年度より「都心部における保育所等への賃借料支援事業」を実施し、賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等についてその乖離分の補助を行うこととしている。

企業主導型保育事業助成金についても、同様に、賃借料加算額を見直し、大都市の実情に応じた助成内容に充実すること。

2 2 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

景気回復による企業の採用活動の活発化や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い労働力の需要が高まる中、都内有効求人倍率は平成 28 年 4 月以降 2 倍を超えて高止まるなど、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。また、人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。
- (3) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。